

○ 総務省
財務省 告示第二号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省

令（昭和四十四年 大蔵省 令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び自治省

財務大臣が定める規定を次のように定め、平成十六年四月一日から適用する。

平成十六年三月三十一日

総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約第二十二条1、2及び4

二 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約第二十二条1、3、5及び6

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約第二十二条のA1、3、5及び6並びに同条約の議定書6A(a)（同議定書6A(a)の規定にあつては、同条約第十条3又は第十一条3の規定に基づき租税の免除を受ける場合に限る。

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約第二十三条 1、4 及び 5

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約第二十一条 1、3 及び 5 から 7 まで

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約第二十二条の A 1、3 及び 5 から 7 まで

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第十条 3 (a) から (c) まで並びに第二十二条 1、4 及び 5

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約第二十一条の A 1、3、5 及び 6

九 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第二十一条 1、3、5 及び 6

十 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約第二十二条 1、3、5 及び 6